



# コロナ不当判決!!

## 3. 16回コロナ訴訟高裁判決

**自宅待機や休業の法的性格なんて関係ない！  
たったの4日間くらい我慢しなさい！**



3月16日、大阪高裁第14民事部の本多久美子裁判長は、大阪地裁に続いて不当判決を下しました。判決文では「自宅待機や休業などの法的性格は関係ない」「他の従業員と比べて確かに4日間多く出勤したことになるが、まあ対してことはない社会通念上許される範囲だ」と原告側の主張を100%退けました。法の番人たる裁判所が「法的性格など関係ない」などと極めて非常識な判断であり許せません。萩原さんと柿本さんは、最高裁への上告を準備するとの決意を示しています。これからも、ご支援をお願いします。